



広報 まつざき

お知らせ版

令和7年4月10日(木)第467号
毎月中旬・下旬発行 全戸配布
発行 松崎町企画観光課
電話 42-3964(直通)
E-mail kankou@town.matsuzaki.lg.jp
URL https://www.town.matsuzaki.shizuoka.jp/

町政懇談会の開催について

町政の現状やまちづくりの方向性、問題点などを広く町民の皆さまに知っていただくとともに、“誇り高く、穏やかに、豊かに生きられる”町を目指して、皆さまの率直なご意見やご要望を直接お聞きし、町政に反映させるため、「町政懇談会」を開催します。

役場からは、町長以下全課長が出席しますので、お気軽にご参加ください。

【日時および場所】

月 日	会 場
5月12日(月)	旧中川小学校多目的ホール
5月13日(火)	旧岩科小学校多目的ホール
5月15日(木)	石部公民館
5月17日(土)	環境改善センター文化ホール

時間は各会場とも 19:30開会 21:00閉会予定

【問 合 せ】 企画観光課(TEL42-3964)

図書館だより

《新着図書のご案内》

〈一 般〉

◎初瀬屋の客

西條 奈加 著 / 文藝春秋

◎追跡

伊岡 瞬 著 / 文藝春秋

◎猫の刻参り

宮部 みゆき 著 / 新潮社

◎磯野家の家じまい

長谷川 裕雅 著 / リベラル社

〈児 童〉

◎十年屋

廣嶋 玲子 作 / 静山社

◎はるかぜさんぽ

えがしら みちこ 作 / 講談社

〈4月の休館日〉

毎週月曜日、25日(金)館内整理日、29日(火)昭和の日

【問 合 せ】 図書館(TEL42-3972)



下田警察署管内防犯協会 Instagram・フェイスブック開設しました！

下田警察署管内の犯罪情報や詐欺電話多発時の注意喚起、防犯対策などを配信しています。安全・安心のためにぜひフォローをお願いします。各SNSで『下田防犯』または『shimoda_bouhan』で検索するか下記の二次元コードからフォローできます。



▲Facebook



@SHIMODA_BOUHAN
▲Instagram

【問 合 せ】 下田警察署管内防犯協会(TEL27-2766)

警視庁や他県の警察官を騙った詐欺電話が多発中！
逮捕状や警察手帳の写真を送りつけられ、
『携帯電話から違法のメッセージが送られている』
『マネー・ローンダリングに関わっていて逮捕される』
『口座のお金を別の口座に移す必要がある』などと言われたら詐欺です。

環境センターロビーの利用について

環境センター喫茶コーナーは3月31日で終了いたしました。引き続き、打ち合わせや談笑を行う場としてご利用ください。未使用のコーヒー券は松崎町振興公社事務局にて、1枚150円で6月30日まで払い戻しをしております。

【利用上の注意】 ・大人数での会議、勉強会などは2階の会議室、研修室をご予約ください。ロビーの予約は行っておりません。
・飲食は可能ですが、ゴミやペットボトルは自らの責任で処分してください。

※公共の場を大切に、利用する際には他の人への配慮を忘れないようにしましょう。

【問 合 せ】 一般財団法人松崎町振興公社(TEL42-1881)

令和7年度 HIV・肝炎ウイルス・梅毒・HTLV-Ⅰ検査、 骨髄バンクドナー登録について

【実施日時】 原則第3木曜日 9:00から12:00

午後検査 13:30から15:00

午後・夜間検査 13:30から19:00

【検査日】

月	検査日	月	検査日
4月	17日(木)	10月	16日(木)
5月	15日(木)	11月	13日(木)
6月	19日(木)※	12月	4日(木)※
7月	17日(木)	1月	22日(木)
8月	21日(木)	2月	19日(木)
9月	18日(木)	3月	18日(水)

※6月は午後検査、12月は午後・夜間検査を予定しています。

【場所】 下田総合庁舎別館 1階相談室(下田市中531-1)

【検査項目】 ・肝炎ウイルス検査(HCV抗体検査、HBs抗原検査)

・HIV検査

・梅毒検査

・HTLV-Ⅰ検査(11月のみ)

【結果】 ・検査当日受検者本人へ対面で告知

・告知は検査の約1時間後で時間調整する

※HTLV-Ⅰ検査結果は数日から1カ月後に本人へ郵送

【その他】 ・予約制(検査前日の16:00受付締切)

・匿名、無料検査

・検査結果成績書の発行を希望する場合、氏名・住所、収入証紙(800円)、(郵送希望の場合)返信用封筒(簡易書留・切手貼付)が必要

・検査当日に骨髄バンクドナー登録が可能(前日までに要予約。夜間は実施なし。)

・相談は随時受付

【問合せ】 静岡県賀茂保健所 地域医療課(TEL24-2052)



電波利用環境保護周知啓発強化期間について

総務省東海総合通信局では、6月1日から6月10日までの10日間を「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定めています。

電波は、テレビやラジオ、携帯電話など、身近なもののほか、警察や消防・救急、防災、航空無線など社会のライフラインに使用されています。

この機会に、電波の利用方法について、考えてみてはいかがでしょうか。

◆電波の利用には、原則、免許が必要です。

◆無線機器を使用する際は「技適マーク」を確認しましょう。

◆外国規格の無線機器は国内では使用できません。

不明な点は、下記までお問い合わせください。



▲技適マーク

【問合せ】 総務省東海総合通信局 不法無線局の相談(TEL052-971-9107)

テレビなどの受信障害の相談(TEL052-971-9648)